



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	農 業 経 営 課
◎ 告 示	
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・林業種苗生産事業者の登録	森 林 整 備 室
・測量の実施	建 設 企 画 課
・瀬川水系河川整備計画の閲覧	河 川 課
・土地区画整理組合理事の氏名及び住所	住 宅 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	特 別 支 援 教 育 課

規 則

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第5号

肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

肥料取締法施行細則（昭和26年長崎県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u> (定義)</p> <p>第1条 この規則で「法」とは、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）を、「令」とは、<u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第198号）をいう。</p> <p>(事故肥料譲渡許可申請及び許可証)</p> <p>第8条 令第6条の規定による事故肥料譲渡許可申請書は、様式第6号によらなければならない。</p> <p>2 令第7条の事故肥料譲渡許可証は、様式第7号による。</p>	<p><u>肥料取締法施行細則</u> (定義)</p> <p>第1条 この規則で「法」とは、肥料取締法（昭和25年法律第127号）を、「令」とは、<u>肥料取締法施行令</u>（昭和25年政令第198号）をいう。</p> <p>(事故肥料譲渡許可申請及び許可証)</p> <p>第8条 令第3条の規定による事故肥料譲渡許可申請書は、様式第6号によらなければならない。</p> <p>2 令第4条の事故肥料譲渡許可証は、様式第7号による。</p>

様式第2号から様式第5号まで中「㊟」を削り、「肥料取締法施行細則」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行細則」に改める。

様式第6号中「㊟」を削り、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

様式第7号中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 野母崎宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市春日町326番2地先から 長崎市春日町319番2地先まで	前	7.8~18.3	63.4	
	後	12.8~19.4	63.4	

公 告

林業種苗生産事業者の登録（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	名称・氏名	住 所	生産事業の内容	事業所の所在地
長崎331号	対馬木材産業株式会社 代表取締役 松本辰也	対馬市美津島町鶏知甲51-70	幼苗の育成・幼苗 以外の苗木の育成	対馬市豊玉町仁位2089-18 対馬市美津島町鶏知乙118-8

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、壱岐振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
壱岐市 勝本町	令和3年1月20日から 令和3年3月11日まで

瀬川水系河川整備計画の閲覧（公告）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、瀬川水系河川整備計画を策定したので、同条第6項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

- 1 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所
土木部河川課、対馬振興局建設部河港課

土地区画整理組合理事の氏名及び住所（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、椿林土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届け出があった。

令和3年1月26日

長崎県知事 中村 法道

氏 名	住 所
森 泰三	西彼杵郡長与町高田郷2144番地
坪田 照子	西彼杵郡長与町高田郷2098番地19
川元 律子	西彼杵郡長与町高田郷2143番地
中尾 禎三	西彼杵郡長与町高田郷2087番地 3
高田 和典	西彼杵郡長与町高田郷266番地 2 103号

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月26日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第1号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） (イ) 特別支援学校						別表第1（第2条関係） (イ) 特別支援学校					
名称	本校・ 分校・ 分教室	位置	障害種別	部科	学科	名称	本校・ 分校・ 分教室	位置	障害種別	部科	学科
略						略					
長崎県立佐世保特別支援学校	本校	佐世保市	知的障害 肢体不自由	小学部		長崎県立佐世保特別支援学校	本校	佐世保市	知的障害 肢体不自由	小学部	
				中学部						中学部	
				高等部	普通科					高等部	普通科
北松分校	平戸市	知的障害	知的障害	小学部		北松分 教室	平戸市	知的障害	知的障害	高等部	普通科
				中学部						高等部	普通科
				高等部	普通科					高等部	普通科
高等部 上五島	南松浦郡 新上五島	知的障害	知的障害	高等部	普通科	高等部 上五島	南松浦郡 新上五島	知的障害	知的障害	高等部	普通科

